

【第1版】

熊本県

カラー舗装等の整備ガイドライン

令和2年3月

熊本県道路交通環境安全推進連絡会議

1. ガイドライン策定の目的

- 全国的に、道路上で交通事故が多発する箇所や路線の案内表示が必要な箇所にカラー舗装を整備し、ドライバーへの視覚的な注意喚起や案内誘導を実施している。
- 熊本県においても、注意喚起等を目的とした舗装のカラー化を行っているが、ベンガラ色や青色、緑色など、道路管理者や整備場所、整備時期によって使用色は異なり、統一感が無い状況である。
- 更に、建設投資の減少に伴い、カラー舗装の維持管理に関わる予算も減少傾向にあることから、従来の全面カラー化やその補修が困難な状況にある。
- そのため、使用色の相違による利用者の混乱を未然に防止するとともに、適切かつ持続的な維持管理に向け、カラー舗装の整備に関する熊本県独自の統一基準（ガイドライン）を策定する。




2. 対象道路

- 令和2年度以降に整備する県道以上の幹線道路を対象とする。（ただし、自専道は除く）
- 市町村道については、政令指定市が管理する市道及び幹線2級市町村道以上の道路を対象とする。

3. 使用色

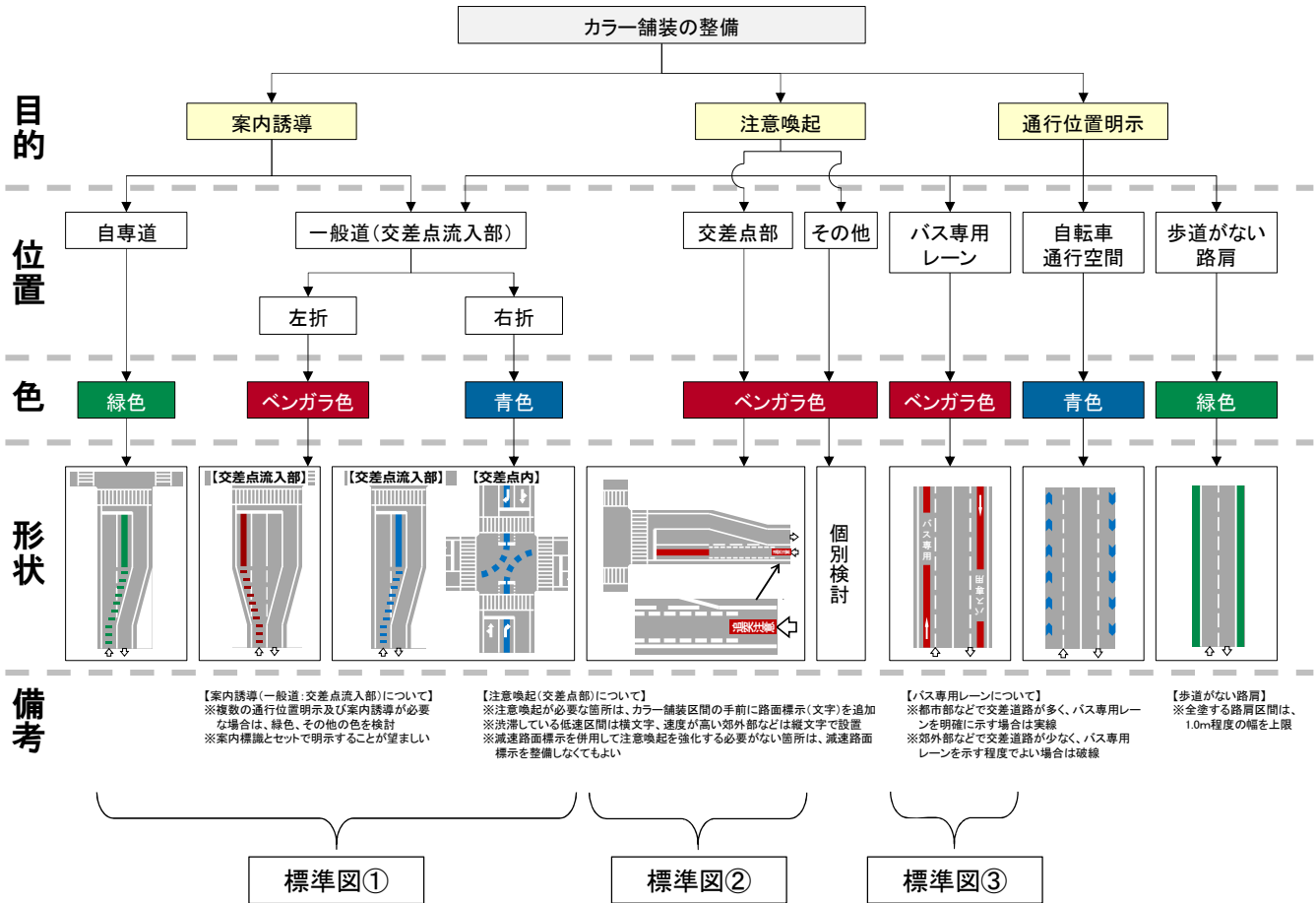
- 使用する色は、ベンガラ色と青色を基本とする。
- ただし、案内誘導等において複数の色が必要な場合は、緑色、その他の色の導入を検討する。
- その他の色を使用する際は、事前に関係機関と協議を行う。

■使用色(案)

基本色		主な目的	主な用途
ベンガラ色		注意喚起 案内誘導 通行位置明示	・交差点流入部における注意喚起 ・主方向や左折方向への案内誘導 ・交差点内の通行位置明示 ・バス専用レーンの明示
青色		案内誘導 通行位置明示	・従道路（右折車）の案内誘導 ・交差点内の通行位置明示 ・自転車通行位置（矢羽根など） ※「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に準拠
緑色		案内誘導 通行位置明示	・自動車専用道路への案内誘導 ・複数の案内誘導、又は交差点内通行位置明示が必要な場合 ・歩道がない路肩の通行位置明示
その他の色※		案内誘導	・複数の案内誘導、又は交差点内通行位置明示が必要な場合 ※その他の色を使用する際は、事前に関係機関と協議すること

4. 整備パターン

- 整備目的及び整備位置を踏まえ、以下に示すフローに準じて標準的な形状及び使用する色を決定する。(標準的な仕様を次頁以降に示す。)
- なお、自転車通行空間の整備形態は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン (H28.7)」に準拠する。



【標準図①】

交差点部の案内表示

標準図①: 交差点部の案内表示

(1) 目的

- 案内誘導が必要な交差点に、カラー舗装を用いて進行方向を明示し、誤進入や急な車線変更を抑止する。

(2) 標準対策区間

- 右折方向(又は左折方向)の車線に用い、滞留区間~テーパ区間~予告区間に整備する。
- 交差点内に案内誘導が必要な場合は、交差点内停止位置までを基本とする。
- 交差点内が広い、又は形状が複雑な場合は、流出先横断歩道手前までを対策区間とする。

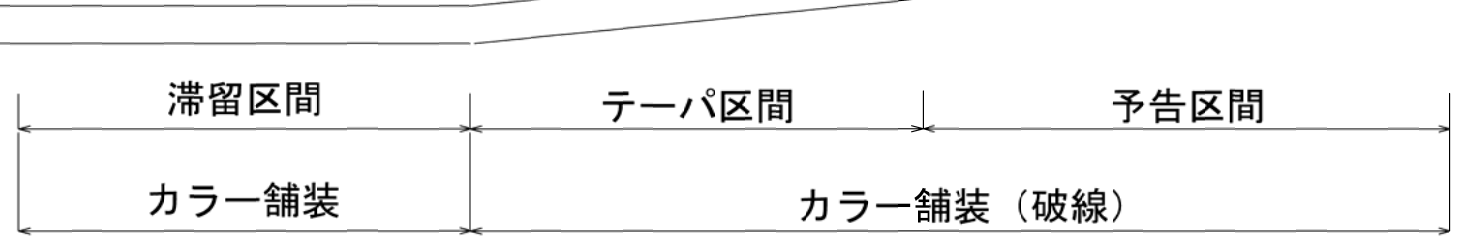
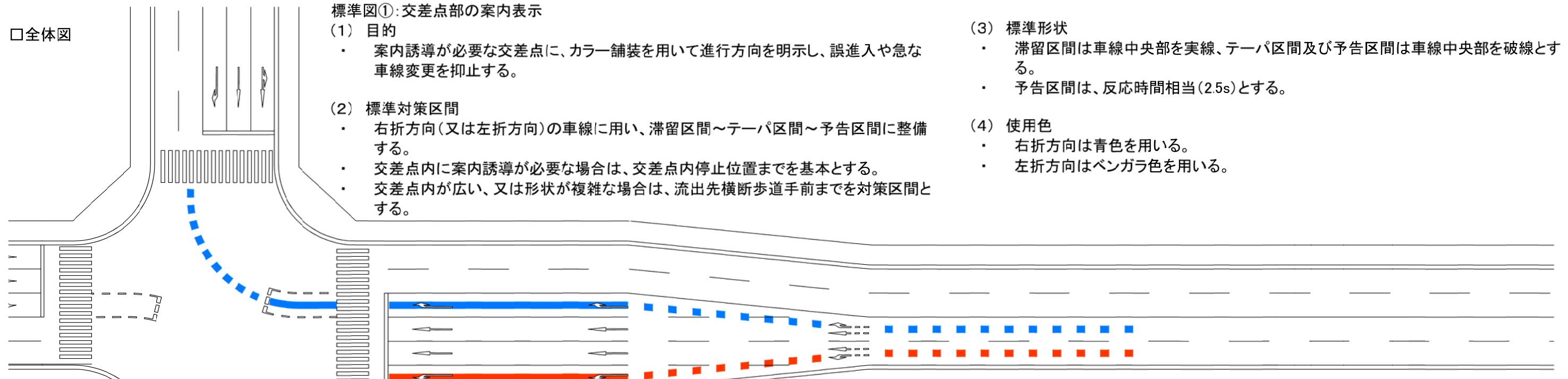
(3) 標準形状

- 滞留区間は車線中央部を実線、テーパ区間及び予告区間は車線中央部を破線とする。
- 予告区間は、反応時間相当(2.5s)とする。

(4) 使用色

- 右折方向は青色を用いる。
- 左折方向はベンガラ色を用いる。

□全体図

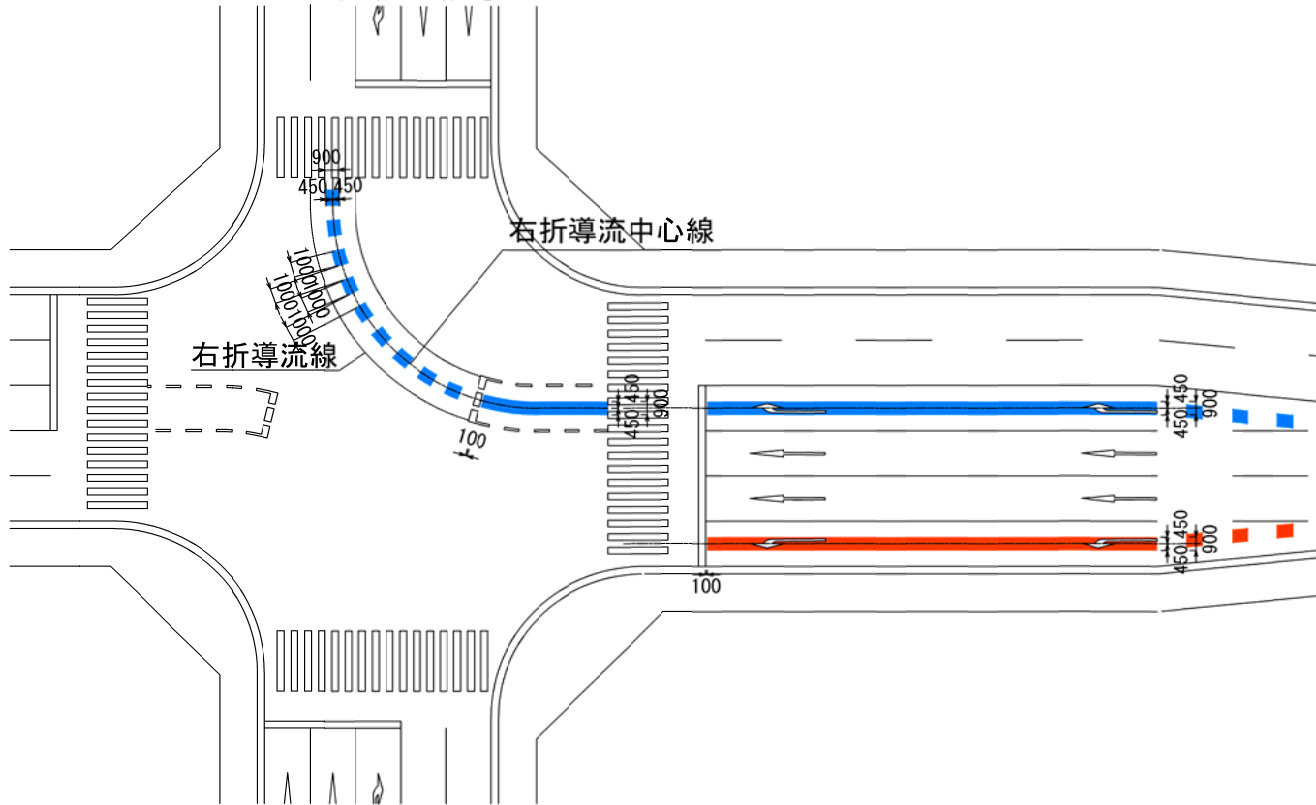


速度 (km/h)	最小テーパ長 (m)
20	10
30	10
40	15
50	20
60	30

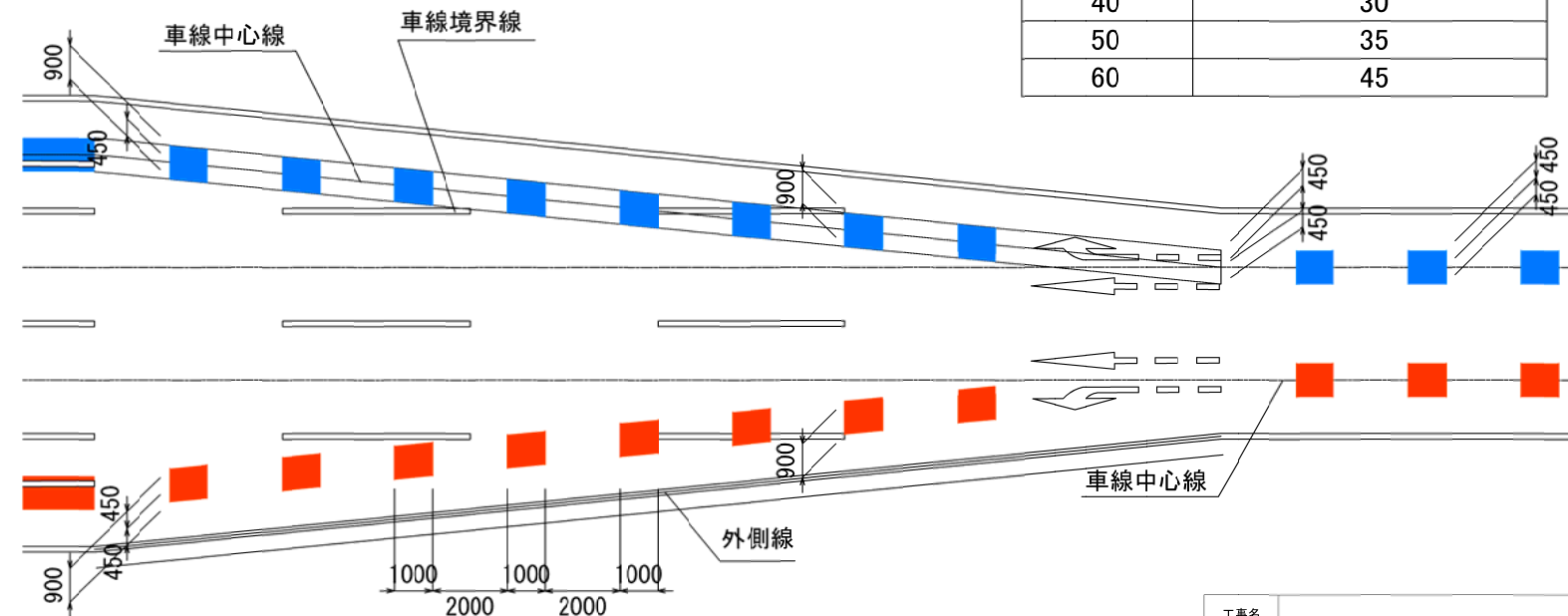
※地方部の従道路および都市部の道路

□寸法図

【交差点内案内誘導カラー標示の様式】



【案内誘導カラー標示の様式】



速度 (km/h)	反応時間2.5s移動距離 (m)
20	15
30	25
40	30
50	35
60	45

工事名			
図面名	標準図① 交差点部の案内表示		
作成年月日			
縮尺	= /	図面番号	/
会社名			
事業者名			

【標準図②】

交差点部の注意喚起

□全体図

標準図②: 交差点部の注意喚起

(1) 目的

- 注意喚起が必要な交差点に、カラー舗装及び路面標示を用いて注意を喚起する。

(2) 標準対策区間

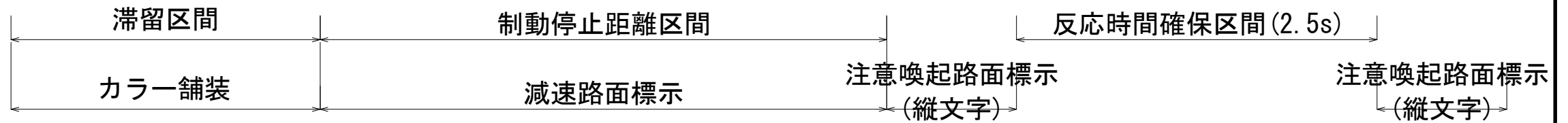
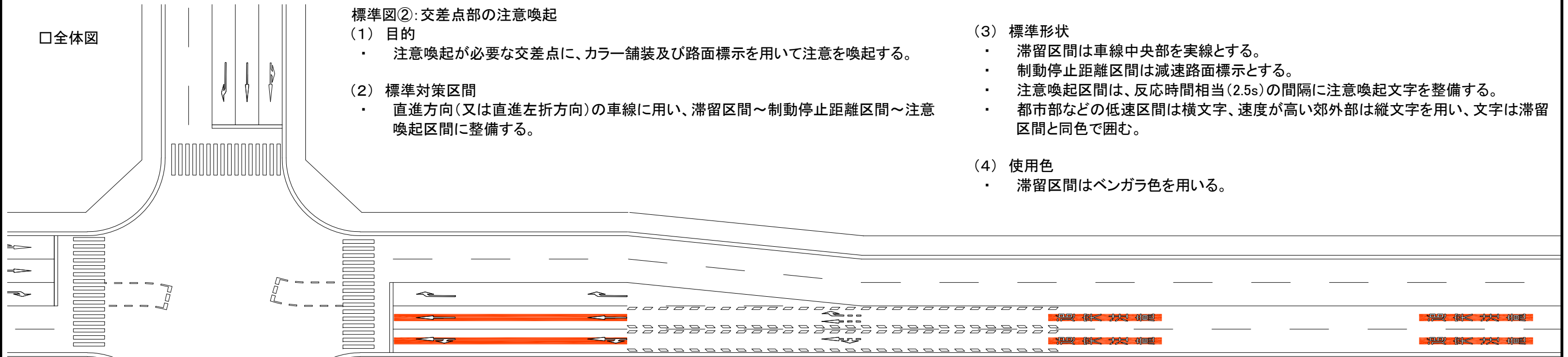
- 直進方向(又は直進左折方向)の車線に用い、滞留区間～制動停止距離区間～注意喚起区間に整備する。

(3) 標準形状

- 滞留区間は車線中央部を実線とする。
- 制動停止距離区間は減速路面標示とする。
- 注意喚起区間は、反応時間相当(2.5s)の間隔に注意喚起文字を整備する。
- 都市部などの低速区間は横文字、速度が高い郊外部は縦文字を用い、文字は滞留区間と同色で囲む。

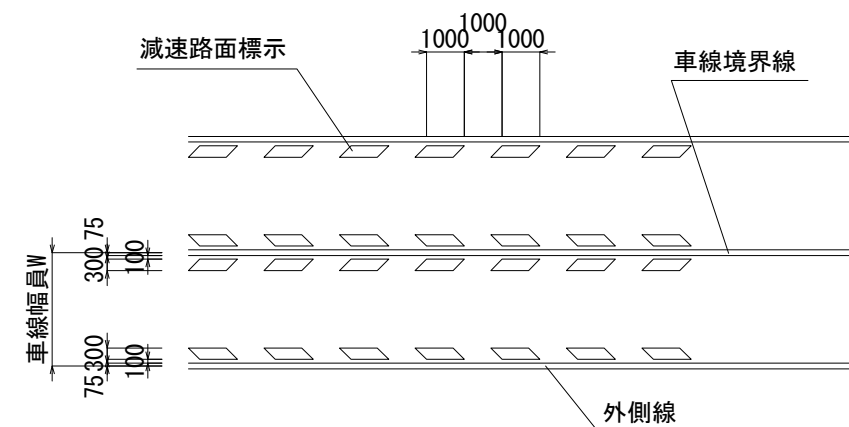
(4) 使用色

- 滞留区間はベンガラ色を用いる。

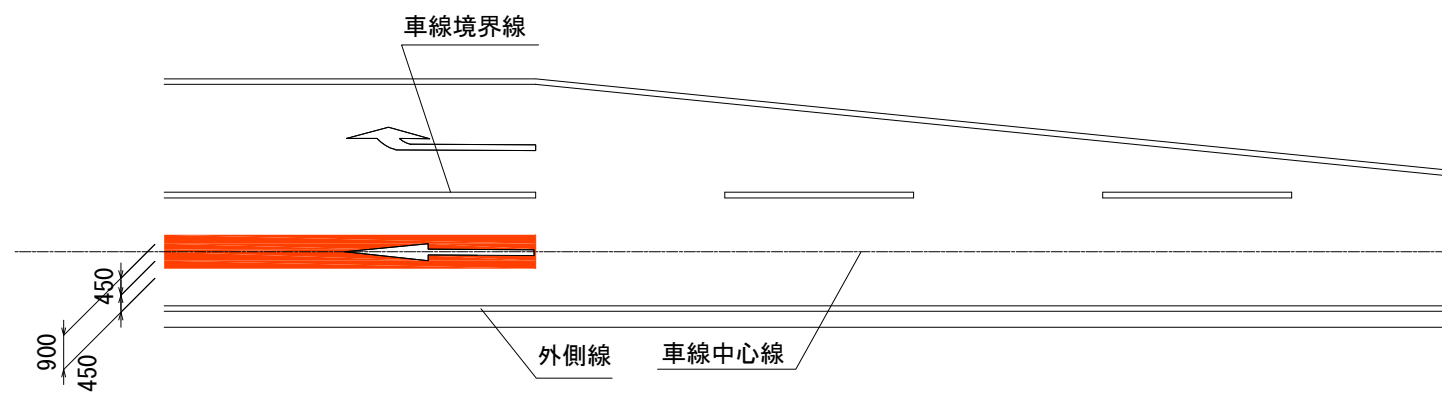


□寸法図

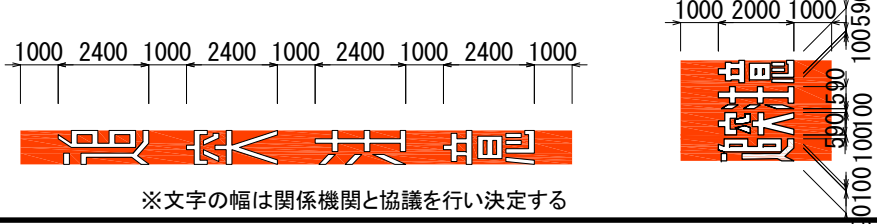
【減速路面標示の様式】



【注意喚起カラー標示の様式】



【注意喚起路面標示の様式】



速度(km/h)	制動停止距離(m)
20	20
30	30
40	40
50	55
60	75

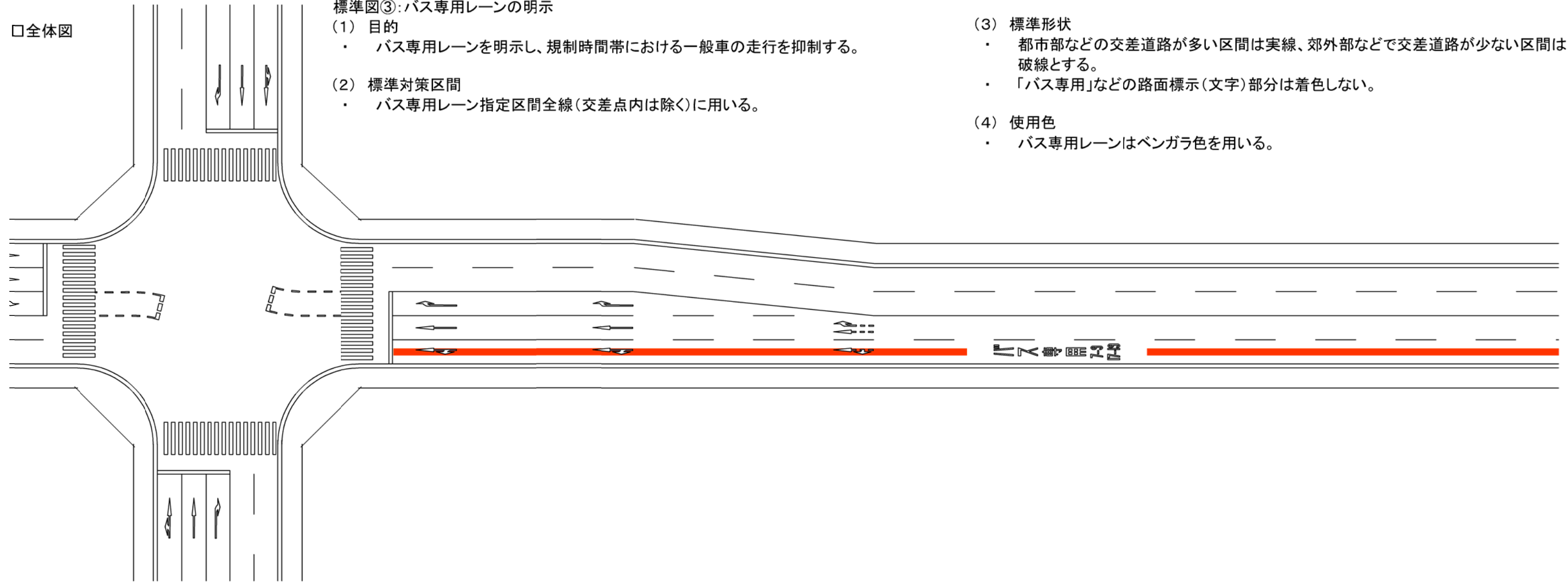
速度(km/h)	反応時間2.5s移動距離(m)
20	15
30	25
40	30
50	35
60	45

工事名	
図面名	標準図② 交差点部の注意喚起
作成年月日	
縮尺	= / 図面番号 /
会社名	
事業者名	

【標準図③】

バス専用レーンの明示

□全体図



標準図③:バス専用レーンの明示

(1) 目的

- ・ バス専用レーンを明示し、規制時間帯における一般車の走行を抑制する。

(2) 標準対策区間

- ・ バス専用レーン指定区間全線(交差点内は除く)に用いる。

(3) 標準形状

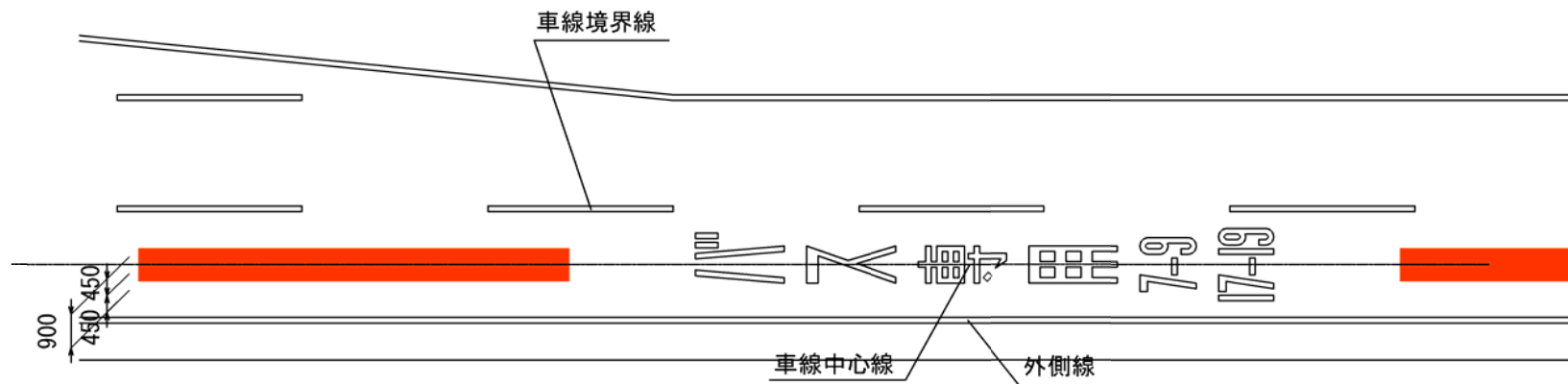
- ・ 都市部などの交差道路が多い区間は実線、郊外部などで交差道路が少ない区間は破線とする。
- ・ 「バス専用」などの路面標示(文字)部分は着色しない。

(4) 使用色

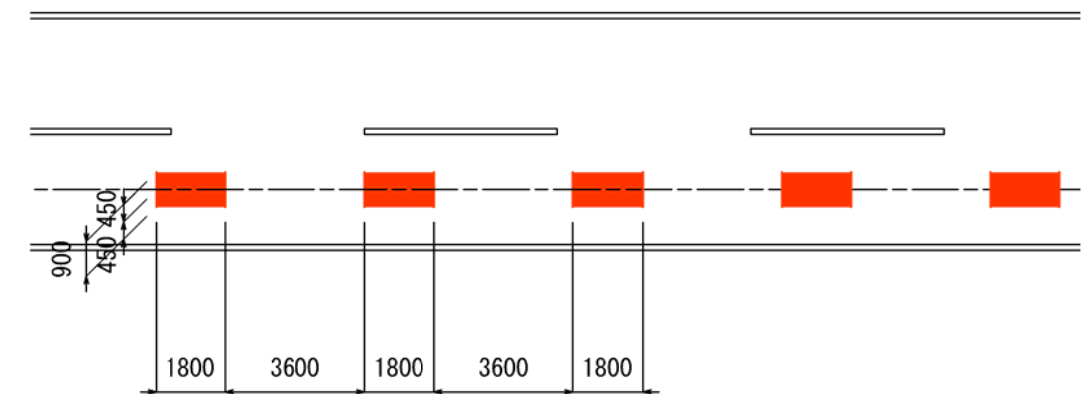
- ・ バス専用レーンはベンガラ色を用いる。

□寸法図

【バス専用レーンカラー標示の様式(実線)】



【バス専用通行帯カラー標示の様式(破線)】



工事名			
図面名	標準図③ バス専用レーンの明示		
作成年月日			
縮尺	= /	図面番号	/
会社名			
事業者名			